



令和8年度

八頭町観光・交流促進補助金

八頭町の魅力向上や交流人口の創出・拡大を図るために
行われる新たな取組に要する費用の一部を補助します。

申請期限：～令和9年2月末

1. 補助対象者 主に八頭町内において新たに観光・交流事業を実施する者
(個人、法人、団体) ※同一年度内1回限り

2. 補助対象事業 〔補助対象期間〕
次の取組の推進等につながる事業 交付決定日～令和9年3月末

① 関係人口の創出・拡大	⑤ 地域の賑わい創出につながる事業
② スポーツツーリズムの推進	⑥ 観光体験型メニューの開発・充実
③ 農泊の推進	⑦ インバウンド・多文化共生社会への対応
④ 八頭町ファンの創出拡大につながる事業	⑧ 地域の観光PRや情報発信

3. 補助対象経費
上記2の事業実施に要する次の経費
原材料費、外注費、人材育成費、会場整備費、保険料、謝金、旅費交通費、燃料費、賃借料、備品購入費、消耗品費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷製本費、雑役務費、委託費その他町長が必要と認めるもの
※補助金交付決定日より前に支出した経費は**対象外**となります。

4. 補助金額 補助対象経費の**3分の2以内**。上限**20万円**
(千円未満は切り捨て) ※予算の限り

5. 申請時に必要な書類
① 補助金等交付申請書(指定様式)、② 実施計画書(指定様式)、③ 収支予算書(指定様式)、④ 申請者の概要が分かる資料(登記簿、パンフレット、HP等) 等

6. 報告時に必要な書類
① 補助金等実績報告書(指定様式)、② 実績報告書(指定様式)、
③ 収支決算書(指定様式)、④ 補助対象経費の領収書等の写し 等

★指定様式は、八頭町役場のホームページからダウンロードできます。



八頭町マスコットキャラクター
「やずびよん」

問い合わせ

八頭町役場 商工観光室
【住所】八頭町船岡539番地(八頭町役場 船岡庁舎内)
【電話】0858-72-0144 【FAX】0858-73-0290

(令和8年4月作成)